

## 監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り情報の収集及び監査環境の整備に努めた。役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価等に関する四半期ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧するなど、役職員等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査・作成した。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について役職員等からその整備・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。加えて昨年に引き続き職員（29名）への非公開インタビューを実施し、業務遂行の状況を確認した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として以上の方法に基づき、機構の令和4事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## 2 監査結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境に変化が生じている中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速かつ的確に怠りなく遂行するという責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員により、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務執行について、特に指摘すべき点は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正行為、法令等に違反する重大な事実等は認められない。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

## 3 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項について

### (1) 給与水準の状況

機構は、平成17年度以降、本俸水準の引下げ等に取り組んでおり、平成19年度には「新たな人事管理制度」を導入して給与抑制を継続している。この結果、対国家公務員給与指数（ラスパイレス指数）は、令和4年度においては、前年度に比べ0.5ポイント増となったが、職員の給与水準は概ね妥当な水準であると認める。

### (2) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的かつ継続的な調達の合理化のため、令和4年度についても、「調達等合理化計画」として「競争入札の拡大」と「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たに随意契約を締結する際は、機構内に設置した「随意契約等審査委員会」による事前審査を受け、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。随意契約で

の調達であっても、一般競争入札に準じた予定価格作成により契約価格の妥当性を検証し、交渉可能な案件については具体的な値引きの成果を上げると言った対応を継続している。

令和4年度の契約件数は290件、契約金額は142億円であり、このうち競争性のある契約は198件で138億円、競争性のない随意契約が92件で3億円となっている。

機構における令和4年度の一者応札・応募は、契約件数51件と、件数、金額ともに前年比増となっている。主なものとしては、システムの保守委託業務や、専門性の高い海外での調査委託業務等であり、契約相手の選択肢が限定される為、妥当な契約と考えられる。

### (3) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、法人の代表としてその業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有している。法人の目的である農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務を統括しつつ、関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、法人の業務を的確に遂行している。

理事長の報酬水準は行政事業型の成果目標達成法人の長の平均を下回っており、妥当と考える。

## 4 その他留意して監査した事項等に関する監事所見

令和4年度も機構は新型コロナウイルス感染症を含む様々な制約の中でその機能を維持して業務を安定的かつ迅速に遂行した。

「業務を的確に執行する前提としての適正な組織運営」の観点から内部統制を重視しており、業務の特性を理解し、公共機関である独立行政法人職員として、緊張感と共に高いモチベーションを持って業務遂行出来るよう、内部統制上の懸案事項の不断の見直しについて、以下のとおり注力した。

### (1) 人事制度等の見直し

令和元年度以降、能力・実績を重視した人事の推進と給与への適切な反映、及び人的資源の充実・有効活用等に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事制度の運用で、役職員等のモチベーションと組織活力のUPを図って頂きたい。

イ 給与抑制策として57歳又は56歳に達した者に役職定年制度を採用したが、人材有効活用の観点から一律的な運用を見直し、働く意欲と能力のある高年齢層職員の貢献に応じた処遇を実現するべく、令和4年度から特例措置（制度適用の1年を超えない範囲内で期限を定めた延期）が可能であり、継続的な運用を期待したい。

ウ 適材適所の人員配置の為に担当理事の意見を踏まえた事前調整も積極的に実施し、現場尊重の人事異動が実行されている。今後も柔軟で臨機応変な対応が必要と考える。

エ 役職員等の資質向上の為に研修の充実にも取り組んでおり、令和5年度もITリテラシー向上のためのプログラムやメンタルヘルス関連の研修が予定されているので、取組を継続願いたい。

## (2) 業務品質・生産性の向上

業務品質・生産性の向上のために、主に以下の3点について取り組んでいるところである。

ア 農林水産省との連携強化

イ 文書決裁の簡素化（押印廃止とペーパーレス）

ウ 電子決裁システム導入

## (3) コンプライアンスの推進

令和4年度も、年2回の「コンプライアンス推進週間」において、全役職員等の参加を前提に取り組んだ。オンライン研修、外部講師研修、アンケート調査による自己点検、コンプライアンスチェックによる理解度確認、キャッチフレーズの募集、コンプライアンスカードの配布などが実施された。

令和5年6月8日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 守山 郁雄

監事 矢島 章弘